

令和4年 教育委員会

第6回 定例会 議事日程

令和4年3月22日（火）

第1 議 案

【文化振興課】

- (1) 議案第7号「千代田区指定文化財の指定（江戸城本丸御殿・西丸御殿建築図面）」
- (2) 議案第8号「千代田区指定文化財の指定（龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション）」

第2 協 議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第3 報 告

【文化振興課】

- (1) 千代田区指定文化財の指定に係る諮問候補【秘密会】

【子ども総務課】

- (1) 調査報告について【秘密会】

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、白鳥教室の利用状況（2月分）

第4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（4月5日号）
- (3) 令和4年度教育広報かけはし掲載案

議案第7号

千代田区指定文化財の指定について

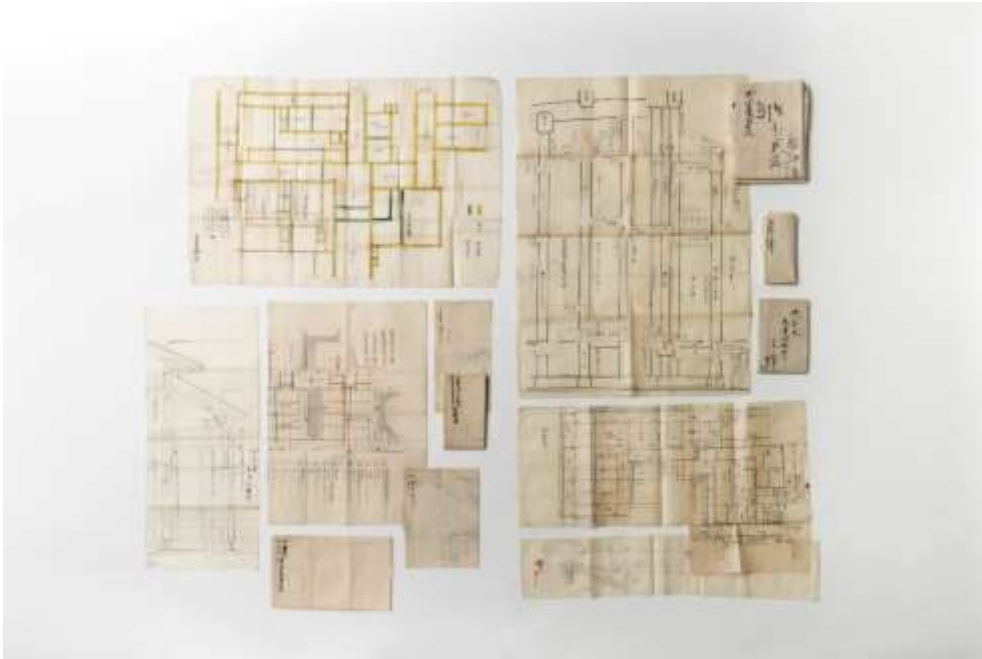
千代田区指定文化財として下記1件を指定する。

記

1 千代田区指定有形文化財（歴史資料）

江戸城本丸御殿・西丸御殿建築図面 38点

令和3年度千代田区新指定答申文化財



1 新指定答申文化財の概要

- 【種 別】 有形文化財（歴史資料）
- 【名 称】 江戸城本丸御殿・西丸御殿建築図面
- 【員 数】 38点
- 【年 代】 江戸時代後期（弘化～元治期）
- 【所 在 地】 千代田区立日比谷図書文化館（千代田区日比谷公園1番4号）
- 【所 有 者】 千代田区（千代田区九段南一丁目2番1号）
- 【管 理 者】 千代田区教育委員会（管理担当：文化振興課文化財係）
- 【概 要】

本資料群は、弘化度造営（弘化2年（1844）竣工）と、万延度造営（万延元年（1860）竣工）の江戸城本丸御殿に関わる図面18点と、元治度造営（元治元年（1864）竣工）の江戸城西丸御殿に関する図面20点で構成される。江戸城の御殿建築に関わる図面は、幕府作事方及び小普請方、あるいはその配下の大工棟梁等の手によって管理されたため、現在確認されている図面の多くは、幕府作事方や小普請方を務めた家に残ったものである。これに対し、本資料群は幕府作事方によって作成された元図の写しで、現場大工が所持したと思われる図面群であり、稀少性が高い。また、これまで元治度造営の西丸御殿の図面は、都立中央図書館所蔵の平面図を除いてほとんど確認されていなかったが、本資料群には土台図や矩形図、詳細図など複数種類の図面が含まれており、今後の研究発展の一助となる可能性を有している。

2 指定について

(1) 指定基準

「東京都千代田区指定文化財指定基準」のうち、以下のものに相当する。

第1 千代田区指定有形文化財

5. 考古資料、歴史資料

考古資料・歴史資料のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 歴史上の事象に関する遺品で、学術的に価値の高いもの

- (2) 歴史上重要な人物に関する遺品で、学術的に価値の高いもの
- (3) 印章・金石文等のうち記録性が高く、学術的に価値の高いもの
- (4) 区の歴史や文化に関係があり、とくに重要なもの

(2) 指定理由

江戸城は千代田区を代表する近世城郭であり、その成り立ちや歴史はこれまでの発掘や文献による調査・研究によって解き明かされてきた。しかし、その内部に存在した御殿の変遷や構造については、残存する資料が限られており、不明な点も多かった。本資料群は、これまで確認されていた江戸城本丸御殿及び西丸御殿の建築図面とは異なり、現場大工がどのように御殿建築に携わったか、工事過程で図面がどのように使用されたのかという点について、貴重な情報を含んでいる。つまり、幕府作事方や小普請方に残された図面の内容を補完し、江戸城御殿建築の変遷をさらに紐解く一助となるとともに、今後広く公開・活用に資していくための歴史資料として、区指定文化財に値する。

議案第8号

千代田区指定文化財の指定について

千代田区指定文化財として下記1件を指定する。

記

1 千代田区指定有形文化財（絵画）

龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション 616点

令和3年度千代田区新指定答申文化財



コレクションのうち、画文集『揺籃』

1 新指定答申文化財の概要

- 【種 別】 有形文化財（絵画）
- 【名 称】 龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション
- 【員 数】 616点
- 【年 代】 明治36年（1903）～昭和47年（1972）
- 【所 在 地】 千代田区立日比谷図書文化館（千代田区日比谷公園1番4号）
- 【所 有 者】 千代田区（千代田区九段南一丁目2番1号）
- 【管 理 者】 千代田区教育委員会（担当：地域振興部文化振興課）
- 【概 要】

本コレクションは、千代田区内に所在する出版社・龍星閣（九段南四丁目8番34号）が、大正期を代表する画家・竹久夢二（1884～1934）の著作や画集を刊行するために蒐集した美術作品、及びそれをもとに編集・刊行した夢二関連の書籍からなる。

美術作品については、肉筆画、木版画、雑誌等に掲載された挿絵、装幀本等、夢二の幅広いジャンルの作品が網羅的に蒐集されている。本作品群から夢二の画業を最初期から晩年まで総合的に辿ることができる点、また夢二が今日でいうところのグラフィックアート分野で先駆的に活躍し、近代社会の生活の中に美術デザインを普及させていたことが読み取れる点において、本コレクションは極めて良質である。

龍星閣刊行の夢二関連の書籍については、夢二没後にもその作品を広く伝える役割を果たし、現在の夢二の評価や高い認知度に貢献しているものとして資料的価値が高い。

※龍星閣について

澤田伊四郎氏（1904～1988）が昭和8年（1933）に創業した出版社で、高村光太郎著『智恵子抄』（昭和16年〔1941〕）を刊行したことで知られている。創業当初より「埋れたもの、独自なものを掘り出し

て世に送ること」を出版理念に掲げ、現在まで活動を行っている。

※竹久夢二について

明治17年(1884)、岡山県生まれ。本名・竹久^{もじろう}茂次郎。大正期を代表する画家であり、彼の得意とした美人画は「夢二式美人」と称されて大流行した。作家、作詞家、グラフィックデザイナーとしての才能も発揮した。昭和9年(1934)、数え年51歳で結核で亡くなる。

2 指定について

(1) 指定基準 「東京都千代田区指定文化財指定基準」のうち、以下の(1)(3)に相当する。

第1 千代田区指定有形文化財

絵画、彫刻、工芸品

絵画・彫刻・工芸品のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 絵画史上、彫刻史上若しくは工芸史上又は地域的文化史上貴重なもの

(2) 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり、製作が優秀なもの

(3) 区の歴史や文化に関係があり、とくに重要なもの

(2) 指定理由

龍星閣旧蔵竹久夢二コレクションは、大正期を代表する画家・夢二の美術や文化に関わる活動を総体的に示す極めて良質な作品群である。現在確認されている夢二の肉筆画として最も早い制作年である作品・画文集《揺籃》や晩年の代表作《出帆》の原画も含み、美術的稀少性も高い。また、夢二がグラフィックデザイナーとしての活動を通じて、近代社会の生活の中に美術デザインを浸透させた様子が窺い知れることにおいても資料的価値を有している。

以上のことから、本コレクションは、区内の出版社である龍星閣が夢二作品の蒐集を行った功績を伝えるとともに、夢二が近代社会に美術・文化を普及させた様相を示す重要な作品群として、区指定文化財にふさわしいといえる。

議案第 号

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

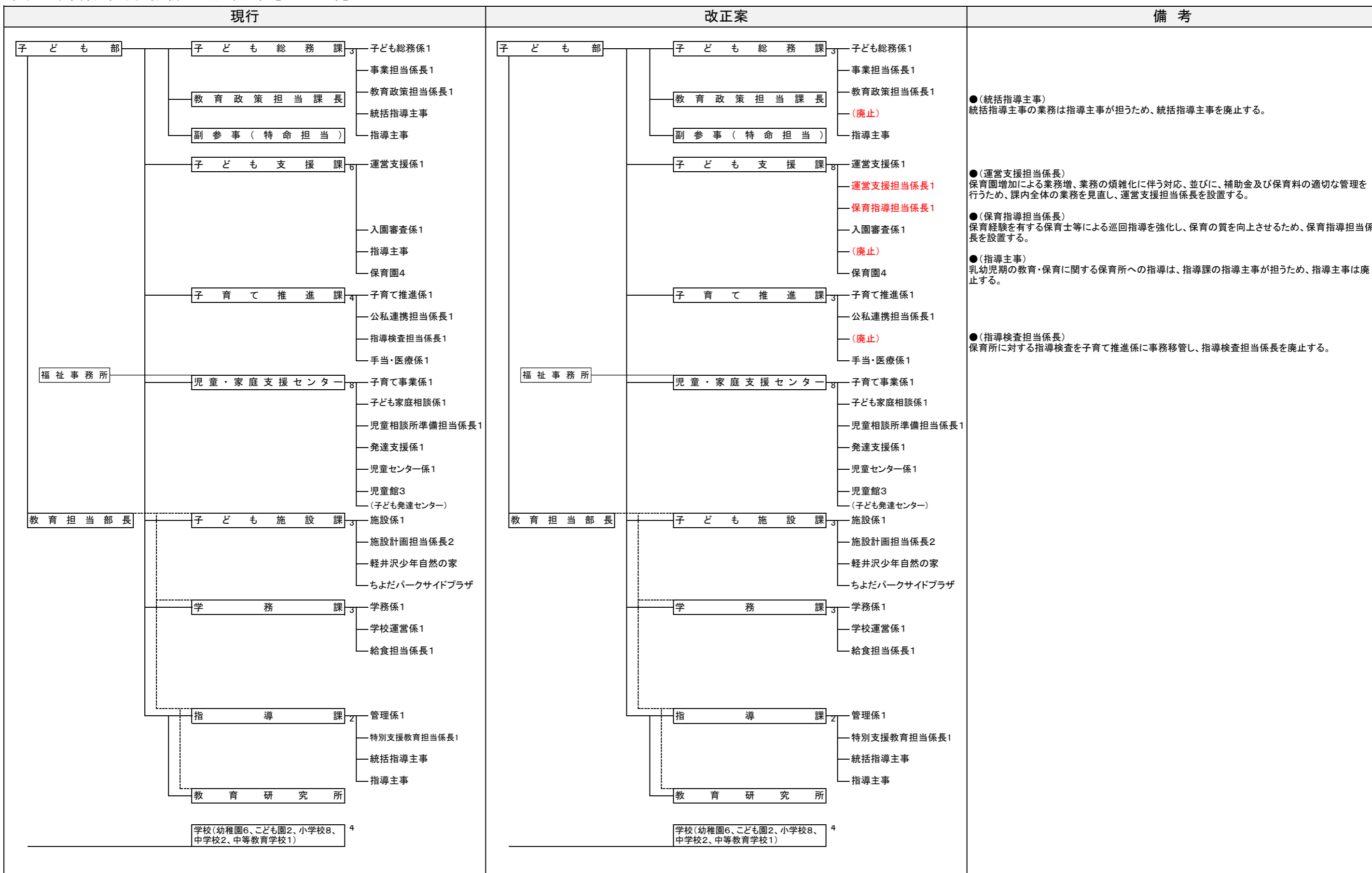
新（改正後）	旧（現行）
<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、千代田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し規定することを目的とする。 （事務局の分課） 第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。 子ども部 子ども総務課 子ども総務係 事業担当係長 教育政策担当係長 子ども支援課 運営支援係 <u>運営支援担当係長</u> <u>保育指導担当係長</u> 入園審査係 子育て推進課 子育て推進係 公私連携担当係長 手当・医療係 子ども施設課 施設係 施設計画担当係長 学務課 学務係 学校運営係 給食担当係長 指導課 管理係 特別支援教育担当係長 （部、課及び係の長等） 第3条 （現行に同じ） 2～4 （現行に同じ）</p>	<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、千代田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し規定することを目的とする。 （事務局の分課） 第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。 子ども部 子ども総務課 子ども総務係 事業担当係長 教育政策担当係長 子ども支援課 運営支援係 入園審査係 子育て推進課 子育て推進係 公私連携担当係長 <u>指導検査担当係長</u> 手当・医療係 子ども施設課 施設係 施設計画担当係長 学務課 学務係 学校運営係 給食担当係長 指導課 管理係 特別支援教育担当係長 （部、課及び係の長等） 第3条 （略） 2～4 （略）</p>

<p>5 指導課に統括指導主事を置くことができる。統括指導主事は委員会がこれを命ずる。</p> <p>6 指導課及び子ども総務課に指導主事を置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>第4条～第10条 (現行に同じ)</p> <p>別表第1～別表第3 (現行に同じ)</p>	<p>5 指導課及び子ども総務課に統括指導主事を置くことができる。統括指導主事は委員会がこれを命ずる。</p> <p>6 指導課、子ども総務課及び子ども支援課に指導主事を置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度各部署組織新旧対照表(案)[子ども部]



ポスト数	現行	4年度	増減
部長	2	2	0
課長	10	10	0
係	33	34	1

※教育研究所(教育支援センター)はポスト数に参入しない。九段中等教育学校経営企画室長1を含む。
 ※統括指導主事・指導主事は含めない。こども園(係長ポスト)3、九段中等教育学校経営企画室1を含む。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣 旨

職員の妊娠、出産と仕事との両立を支援する観点から、出生サポート休暇の新設及び妊娠出産休暇の全期間の有給化を行う。このほか、所要の規定整備を行う。

2 改正内容

項目（関係規則）	改正内容						
(1) 出生サポート休暇の新設 (幼稚園教育職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則第 17 条の 2、第 33 条)	<ul style="list-style-type: none"> 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、「出生サポート休暇」を新設する。 <p>【参考】休暇概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 休暇日数</td> <td>1 会計年度当たり 5 日間 (体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては 10 日間)</td> </tr> <tr> <td>イ 給与</td> <td>給与減額は免除</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	ア 休暇日数	1 会計年度当たり 5 日間 (体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては 10 日間)	イ 給与	給与減額は免除
項目	内容						
ア 休暇日数	1 会計年度当たり 5 日間 (体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては 10 日間)						
イ 給与	給与減額は免除						
(2) 妊娠出産休暇の有給化 (幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第 11 条)	<ul style="list-style-type: none"> 全期間を有給 (16 週を超えた期間についても有給) (例) 産前 8 週・産後 8 週の妊娠出産休暇を取得していたところ、出産日が 5 日遅れた場合、16 週間を超えた当該 5 日間についても有給となる。 						
(3) その他規定整備 (幼稚園教育職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則第 18 条～第 22 条、第 23 条、第 24 条)	「女性職員」を「女子職員」に、「男性職員」を「男子職員」に文言を整備する。						

3 改正する規則

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」

「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則」

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和4年4月1日

新旧対照表（抄）

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（出生サポート休暇）</u> 第17条の2 <u>出生サポート休暇は、職員が不妊治療に係る通院、入院、医療機関が実施する説明会への出席等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</u> 2 <u>出生サポート休暇は、一会計年度において、1日を単位として5日（体外受精又は顕微授精に係る通院、入院等によるものである場合にあっては、10日）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認められるときは、1時間を単位として承認することができる。</u> 3 <u>前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の出生サポート休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて出生サポート休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</u> 4 <u>出生サポート休暇の残日数すべてについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを承認することができる。</u> 5 <u>第2項ただし書の規定による承認（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第3項に規定する時間数を単位として承認された出生サポート休暇を含む。）については、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））の承認をもって1日の承認とするものとする。</u> 6 <u>教育委員会は、出生サポート休暇を承認するときは、当該休暇に係る事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（妊娠出産休暇）</u> 第18条 <u>妊娠出産休暇は、女子職員に対し、その妊娠中及び出産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）以内の引き続く休養として与える休暇とする。ただし、出産の日が出産予定日後となった場合で妊娠中に8週間（多胎妊娠の場合にあっては16週間）を超えて休養することがやむを得ないと認められるときは、16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）にその超えた日数に相当する日数を加えた期間の引き続く休養として与える休暇とする。</u></p>	<p>（妊娠出産休暇） 第18条 <u>妊娠出産休暇は、女性職員に対し、その妊娠中及び出産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）以内の引き続く休養として与える休暇とする。ただし、出産の日が出産予定日後となった場合で妊娠中に8週間（多胎妊娠の場合にあっては16週間）を超えて休養することがやむを得ないと認められるときは、16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）にその超えた日数に相当する日数を加えた期間の引き続く休養として与える休暇とする。</u></p>

<p>2 教育委員会は、妊娠出産休暇を出産予定日以前の少なくとも6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）、出産後の少なくとも8週間与えるものとする。ただし、出産後6週間を経過した<u>女子職員</u>が勤務に就くことを申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就くときは、この限りでない。</p>	<p>2 教育委員会は、妊娠出産休暇を出産予定日以前の少なくとも6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）、出産後の少なくとも8週間与えるものとする。ただし、出産後6週間を経過した<u>女性職員</u>が勤務に就くことを申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就くときは、この限りでない。</p>
<p>3 （現行に同じ）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>4 （現行に同じ） （妊娠症状対応休暇）</p>	<p>4 （略） （妊娠症状対応休暇）</p>
<p>第19条 妊娠症状対応休暇は、妊娠中の<u>女子職員</u>が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇とする。</p>	<p>第19条 妊娠症状対応休暇は、妊娠中の<u>女性職員</u>が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇とする。</p>
<p>2 （現行に同じ）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 （現行に同じ） （早期流産休暇）</p>	<p>3 （略） （早期流産休暇）</p>
<p>第19条の2 早期流産休暇は、妊娠初期において流産した<u>女子職員</u>が、安静加療を要するため又は母体の健康保持若しくは心身の疲労回復に係る休養のため、勤務することが困難な場合における休暇とする。</p>	<p>第19条の2 早期流産休暇は、妊娠初期において流産した<u>女性職員</u>が、安静加療を要するため又は母体の健康保持若しくは心身の疲労回復に係る休養のため、勤務することが困難な場合における休暇とする。</p>
<p>2 （現行に同じ）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 （現行に同じ） （母子保健健診休暇）</p>	<p>3 （略） （母子保健健診休暇）</p>
<p>第20条 母子保健健診休暇は、妊娠中の<u>女子職員</u>又は出産後1年を経過しない<u>女子職員</u>が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師（以下「医師等」という。）の健康診査又は保健指導を受けるための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。</p>	<p>第20条 母子保健健診休暇は、妊娠中の<u>女性職員</u>又は出産後1年を経過しない<u>女性職員</u>が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師（以下「医師等」という。）の健康診査又は保健指導を受けるための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。</p>
<p>2 （現行に同じ）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 （現行に同じ） （妊婦通勤時間）</p>	<p>3 （略） （妊婦通勤時間）</p>
<p>第21条 妊婦通勤時間は、妊娠中の<u>女子職員</u>が通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇とする。</p>	<p>第21条 妊婦通勤時間は、妊娠中の<u>女性職員</u>が通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇とする。</p>
<p>2 （現行に同じ）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 （現行に同じ） （育児時間）</p>	<p>3 （略） （育児時間）</p>
<p>第22条 （現行に同じ）</p>	<p>第22条 （略）</p>
<p>2 （現行に同じ）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 <u>男子職員</u>の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。</p>	<p>3 <u>男性職員</u>の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。</p>
<p>4 第2項の規定にかかわらず、<u>男子職員</u>の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当す</p>	<p>4 第2項の規定にかかわらず、<u>男性職員</u>の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当す</p>

<p>るもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。</p> <p>5 教育委員会は、<u>女子職員</u>が育児時間の利用を申し出たときは、これを拒んではならない。 (出産支援休暇)</p> <p>第23条 出産支援休暇は、<u>男子職員</u>がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 (現行に同じ) 3 (現行に同じ) 4 (現行に同じ) 5 (現行に同じ) 6 (現行に同じ) (生理休暇)</p> <p>第24条 (現行に同じ)</p> <p>2 教育委員会は、<u>女子職員</u>が生理休暇を請求したときは、その職員を当該請求のあった期間勤務させてはならない。 (再任用職員等に関する特別休暇等の特例)</p> <p>第33条 再任用職員等が、第16条、<u>第17条の2</u>から第20条まで、第22条の2から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>るもの。以下同じ。)を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。</p> <p>5 教育委員会は、<u>女性職員</u>が育児時間の利用を申し出たときは、これを拒んではならない。 (出産支援休暇)</p> <p>第23条 出産支援休暇は、<u>男性職員</u>がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) (生理休暇)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、<u>女性職員</u>が生理休暇を請求したときは、その職員を当該請求のあった期間勤務させてはならない。 (再任用職員等に関する特別休暇等の特例)</p> <p>第33条 再任用職員等が、第16条、<u>第18条</u>から第20条まで、第22条の2から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。</p>
---	---

新旧対照表（抄）

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第11条 条例第19条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ)</p>	<p>第11条 条例第19条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>妊娠出産休暇 1回について、16週間(多胎妊娠にあつては24週間)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

いじめ、不登校、白鳥教室の状況(令和4年2月末の報告)

教育委員会資料
令和4年3月22日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		白鳥教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年		1	1	2	3			
	2年	2	2	4	4	4			
	3年	1		1	3	3	1	1	1
	4年	2		2	5	5		2	2
	5年		1	1	11	11	2	2	2
	6年	1	1	2	16	16	2	2	2
中・中等(前期)	1年	2		2	16	16	4	5	5
	2年	1		1	24	26	11	13	12
	3年	2	2	4	17	18	4	5	5
中等(後期)	4年				2	3	/	/	/
	5年				3	3			
	6年				2	2			
計	合計	11	7	18	105	110	24	30	29

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和4年3月22日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
3	22	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
3	23	水				
3	24	木				
3	25	金	10:00~	小学校 卒業式		
3	26	土				
3	27	日				
3	28	月				
3	29	火				
3	30	水				
3	31	木	14:00~	教育委員会臨時会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
4	1	金				
4	2	土				
4	3	日				
4	4	月		保育園入園式	各保育園	
4	5	火				
4	6	水				
4	7	木	14:00~	九段中等教育学校始業式 九段中等教育学校入学式	九段中等教育学校 九段中等教育学校	
4	8	金		こども園入園式	各こども園	
4	9	土				
4	10	日				
4	11	月				
4	12	火	13:30~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
4	13	水				
4	14	木				
4	15	金		九段中等教育学校 開校記念日	九段中等教育学校	

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
4	16	土				
4	17	日				
4	18	月				
4	19	火				
4	20	水				
4	21	木				
4	22	金				
4	23	土				
4	24	日				
4	25	月				
4	26	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
4	27	水				
4	28	木				
4	29	金				
4	30	土				

「広報千代田」
4月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 24件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1 子ども総務課	(仮)千代田ユネスコ協会 杉原千畝 命のビザ(動画講演)	杉原千畝氏の四男の伸生(のぶき)氏による動画講演	4月26日(火)13時30分～14時30分	区民ホール(区役所1階)	千代田ユネスコ協会
2 子育て推進課	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請期限(新生児分)	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請期限(新生児分)	申請期限=4月28日(木)(必着)		
3 子育て推進課	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の申請期限	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の申請期限	申請期限=4月28日(木)(必着)		
4 児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ノーバディズ・プロジェクト	お子さんと離れ、ママ同士で子育ての悩みや困りごとを話し、自分らしい子育て方法を見つける	5月12日・19日・26日、6月2日・9日・16日の毎週木曜(全6回)10時～12時	西神田児童センター	
5 児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	4月22日(金)10時30分～11時30分	あい・ぽーと 麴町(三番町7)	NPO法人 あい・ぽーとステーション
6 児童・家庭支援センター	ベビーシッター利用料を補助します	日常生活上の突発的な事情などにより一時的に保育を必要とする保護者が対象、東京都が指定するベビーシッター事業者を利用した際、その利用の一部を補助する	補助対象期間=4月1日～令和5年3月31日		

7	指導課	特別区(東京23区)の区立幼稚園教員採用選考	区立幼稚園教諭の特別区立幼稚園教員採用候補者、特別区立幼稚園臨時的任用教員を募集	申込期間=5月6日(金)(郵送/消印有効)	東京区政会館17階	特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課採用選考担当
7	文化振興課	四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	毎週土曜11時～	2階児童室	四番町図書館
8	文化振興課	千代田区立図書館 ヨムキクちよだ2022	千代田・四番町・日比谷など各館の「こどもの読書週間」を記念したイベント開催情報	期間=4月22日(金)～5月12日(木)(各開催日は記事参照)	千代田区立図書館各館	千代田図書館
9	文化振興課	史跡めぐり「江戸城外堀ウォーク」	江戸城外堀跡(四ツ谷～文化庁前)の史跡めぐり	5月21日(土)9時30分～12時	江戸城外堀跡(四ツ谷～文化庁前)	
10	文化振興課	千代田区民講座「蛍の再生を可能にした、細菌とウイルスへの対処方法」	生態系への影響がなく、安心して蛍の飼育域の再生を行うことができるナノ純銀についてなど、自然環境の保護の難しさと、新しい技術に関する講座	5月14日(土)14時～15時30分	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
11	文化振興課	内幸町ホール主催事業 樋口一葉 誕生日公演 「南水ひとり語り 一葉抄」 無料招待	樋口一葉生誕地での一葉作品の朗読劇を開催	5月1日(日)・2日(月)14時～	内幸町ホール	内幸町ホール
12	生涯学習・スポーツ課	講座・講習会 バウチャー制度申請ガイドブック(前期)を配布	講習会バウチャー制度の申請ガイドブック(前期)の配布			
13	生涯学習・スポーツ課	令和5年「二十歳のつどい」企画運営委員募集	令和5年1月成人式の企画・運営を行う20歳の方を募集。対象は平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの区内在住者			
14	生涯学習・スポーツ課	テニス講習会(前期)	区内在住者対象のテニス講習会	5月11日～6月8日の毎週水曜(全5回)	外濠公園総合グラウンドテニスコート	千代田区体育協会
15	生涯学習・スポーツ課	水泳講習会(第1クール)	15歳以上の区内在住・在勤・在学者(中学生を除く)対象の水泳講習会	5月11日(水)・18日(水)・25日(水)	スポーツセンター	千代田区体育協会
16	生涯学習・スポーツ課	小学生水泳教室	小学生を対象とした泳力別の水泳教室	5月7日～6月25日の毎週土曜(全8回)	スポーツセンター	スポーツセンター

17	生涯学習・スポーツ課	アクアビクス教室	15歳以上の方(中学生を除く)を対象としたアクアビクス教室	5月6日～6月24日の毎週金曜(全8回)	スポーツセンター	スポーツセンター
18	生涯学習・スポーツ課	親子水泳教室	3歳以上の未就学児(おむつが取れていること)と保護者を対象とした水泳教室	5月7日～6月25日の毎週土曜(全8回)	スポーツセンター	スポーツセンター
19	生涯学習・スポーツ課	やさしいヨガ	15歳以上の方(中学生除く)を対象としたヨガ講座	5月6日～6月24日の毎週金曜(全8回)	スポーツセンター	スポーツセンター
20	生涯学習・スポーツ課	ちよだキッズスポーツ塾	小学生を対象としたスポーツ塾	5月11日～6月29日の毎週水曜(全8回)	スポーツセンター	スポーツセンター
21	生涯学習・スポーツ課	成人水泳～ステップアップスイム～	15歳以上(中学生を除く)でクロール・背泳ぎ・平泳ぎの3種目が25m以上泳げる方を対象とした水泳講座	5月23日～6月13日の毎週月曜(全4回)	スポーツセンター	スポーツセンター
22	生涯学習・スポーツ課	千代田区子ども自然教室ボランティア募集	子ども自然教室のボランティア募集と説明会の案内		スポーツセンター	スポーツセンター
23	生涯学習・スポーツ課	令和4年度千代田区民体育大会中止のお知らせ	令和4年度千代田区民体育大会中止のお知らせ			
24	生涯学習・スポーツ課	町会や企業の研修に 出前講座「ほりばた塾」	区職員が無料(原則)で区の取り組みや職務に関する専門知識を解説する出前講座の受講者募集			

令和4年度 教育広報かけはし 掲載案

教育委員会資料
令和4年3月22日
子ども総務課

年3回発行

	121号 R2年7月22日発行	124号 R3年6月16日発行	127号 R4年6月10日発行
1	1	入園式・入学式特集	入園式・入学式特集
	2		
	3		
	4		
2	1	千代田区のICT教育	令和3年度次世代育成関連予算と主な事業・組織改正と所管事務について
	2		
	3		
	4		
3	1	学校司書が選ぶ！ おすすめの本①	学校司書が選ぶ！ おすすめの本④
	2	子ども虐待の防止 マニュアル・ リーフレットの紹介	千代田区子ども読書調査結果 学校情報化認定※ ※受賞した場合
	3		
	4		
4	1	4月開設の認可保育園	教育長挨拶
	2	新任校長のご紹介	新任校長のご紹介
	3	教育委員会の開催状況	安全・安心メールの紹介
	4	教育長コラム	教育委員会の開催状況

	122号 R2年12月10日発行	125号 R3年12月10日発行	128号 R4年12月10日発行
1	1	運動会特集	運動会特集
	2		
	3		
	4		
2	1	子育て支援対策特集	オリバラ関係
	2	学校生活での新型コロナウイルス感染症対策	
	3		
	4		
3	1	教員研修	学校司書が選ぶ！ おすすめの本②
	2	千代田ICT教育	千代田Web図書館の紹介
	3		
	4		
4	1	教科書採択結果	教科書採択結果
	2	安全・安心メールの紹介	ベビーシッター利用料の補助制度
	3		
	4		

	123号 R3年3月16日発行	126号 R4年3月10日発行	129号 R5年3月10日発行
1	1	研究協力校園の発表	ICT取組状況
	2		
	3		
	4		
2	1	子どもたちの作品	研究協力校園の発表
	2	千代田区のICT教育	
	3		
	4		
3	1	みんなで守ろう！ SNSルール	学校司書が選ぶ！ おすすめの本③
	2	CES活動の紹介	CES活動の紹介
	3		
	4		
4	1	4月開設の保育所・学童クラブ	子どもの遊び場紹介
	2	教育委員会の開催状況	教育委員会の開催状況
	3		
	4		

記事掲載案の考え方：地域や保護者を知ってもらいたい、教育委員会の取組み、学校（園）の情報など

※掲載案は変更する可能性があります

※掲載案は変更する可能性があります